ちょっとした工夫でできる

知って得するマネー術

Part.3 保険&年金編

日頃どんなに健康に気を配っていても、急な病気やケガのリスクはゼロではありません。そんな万が一の場合に役立つのが保険です。マネー術の最終回では、いざというときに頼りになる保険や年金について考えていきましょう。

監修＝保田隆明
構成・文／ホンダサトル　イラスト／猪原美佳　デザイン／大久保正幸事務所

一口に〝保険〟といっても、終身保険や医療保険、個人年金保険など種類はさまざま。しかし、保険が何を保障するかを大まかに分類すると「医療保障」「死亡保障」「老後保障」に分けられます。

「医療保障」は、入院や手術に備えた保険で、医療保険・がん保険などがあります。また、死亡保障である定期保険や終身保険に「特約」、つまりオプションで医療保険が追加できるものも多く、死亡保障と医療保障のセットで加入することも可能です。

「死亡保障」は、死亡時に支払われる保険で、定期保険や終身保険があります。定期保険は一定期間での契約となり、満期時に自動更新されるものが一般的です。終身保険は、決められた年数の保険料を支払うことで、支払い完了後も生涯保障されるものです。

そして「老後保障」は長生きした場合の保険で、国民年金や厚生年金などの公的年金と各自で加入する個人年金があります。少子高齢化や国の財政状況など、今後の公的年金に大きな不安はありますが、現状ではとにかく義務として保険料を支払う以外に選択肢はありません。一方、各個人が任意で加入する個人年金は、こうした公的年金への不安から注目が高まっています。

保険を選ぶ際には、この3つの保障のバランスが重要。性別や年齢、家族構成によって3つの保障のベストバランスは異なりますので、保険アドバイザーなどの専門家に診断してもらうことがおすすめです。また、ネット系の保険や共済など、保険料や保障内容が魅力的な商品も複数あるので、比較検討したいものです。



ほうだ・たかあき●小樽商科大学ビジネススクール准教授。大学での研究、教育のほか、テレビ、ラジオなどメディアを通じたビジネス・金融の柔らか解説、執筆業も行う。社外役員就任歴延べ20社以上。『いちばんやさしいファイナンスの本』（日本能率協会マネジメントセンター）をはじめ、多数の著書がある。

医療保険に加入するときのポイントは?

ここでは、医療保険に加入するときの注意点やポイントを紹介します!

Q 保障はどこまで必要?

A 入院日数や入院日額、対応する疾患をよく比べて自分に合ったものを。

医療保険選びで重要になるのは、もちろん保障内容です。入院日額、入院日数、特定の病気への特別保障、先進医療の保障など、条件を一つ一つチェックしたうえで選びたいものです。

気になる保険があったら、まずは資料請求して、複数の保険を比較することが大切。保険選びにも「自己責任」が重要な現在、だれかにすすめられるまま、ほかの保険と比較せずに加入することは避けたいものです。

Q 医療保険は夫婦それぞれで加入すべき?

A それぞれの加入がベストです!

特約つき終身保険に加入していても、特約だけでは保障内容が不安な場合は、独立型の医療保険にも加入しましょう。また、妻が専業主婦で夫の扶養家族であっても、医療保険は夫婦それぞれで加入するのがベストです。

病気やケガのリスクは専業主婦であっても、仕事をしている女性でも変わりません。保険料は掛け捨てですが、いざというときに大きな安心となるものですから、必要なコストとして捉えましょう。





健康保険の「高額療養費の支給」制度って?

仮に入院して100万円の医療費を請求された場合、自己負担分はいくらになるでしょう? 健康保険は3割負担ですから、単純計算すれば30万円。しかし実際には違います。

健康保険には「高額療養費の支給制度」があり、一般的な所得の人であれば、8万円を超える医療費の自己負担は1%で済みます。健康に大きな不安がない場合は「民間の医療保険には加入せず、万一の場合には、この制度を利用する」と割り切ってしまうこともできます。

ただし、いったんは自分で精算する必要があり、払い戻しには2〜3カ月かかりますので、現金の備えは必要です。



[医療費100万円での負担例]

医療費 / 基礎控除額 / 基本の自己負担分

(100万円-26万7千円)×1%+8万100円=8万8530円

※月収53万円以下の場合　※差額ベッド代、一部の先進医療は対象外

生命保険に加入するときのポイントは？

続いて生命保険に加入するときに気をつけたいポイントを紹介します。

Q 特約型と独立型、どちらを選ぶとよいの？

A 個々によって選ぶタイプは異なりますが、このようなポイントがあります。

医療保険には、終身保険や個人年金保険などをオプションとして追加できる特約型と、単独で加入する独立型があります。

特約型の保障範囲は、本人・家族（夫婦）・子どもの3タイプですが、夫が加入した家族（夫婦）特約では妻の保障範囲が小さく、離婚や夫の死亡という事態になれば、改めて別の医療保険に加入しなくてはなりません。

独立型は、定期・終身の2タイプ。一定の期間を保障する定期タイプは、満期時に自動更新されますが、更新時の年齢で契約条件が再設定されるので、保険料は更新ごとに上昇します。終身タイプは、生涯にわたって一定の保険料を支払い続けるもので、満期がないので自動更新もありません。



Q 生命保険は夫の加入だけでOK？

A 収入や保障金額、支払う保険料のバランスで妻の加入を考えて

ポイントとなるのは、夫と妻の収入と保障される金額、そして月々に支払う保険料のバランスです。夫が働き、妻が専業主婦の場合、夫の加入は必須ですが妻は不要です。夫婦共働きの場合は、夫と妻の家計を支えている割合を考えて、それぞれが加入することも選択肢となります。



ここにも注意しておこう！

住宅ローンを使って家を購入した場合、ローン借り入れの名義人は、団体生命保険に自動的に加入することになります。万一ローン支払い期間中に名義人が死亡した場合などに備えたもので、保険金はローン残高の返済に充当されます。しかし、これはあくまでも住宅ローン返済のための保険なので、死亡保障・医療保障については別途加入したほうが安心です。



Q 貯蓄を兼ねるなら終身保険が得？

A 終身保険で保障と貯蓄の両方ができます！

終身保険では保障は「終身」ですが、保険料の支払いは一定の年数で終わります。その支払い満期直前に終身保険を解約すると、保険料の総支払い額よりも多くの金額が戻るものも少なくありません。銀行の普通預金より利回りがよいので、保障と貯蓄を兼ねた保険を選ぶなら、定期保険よりも終身保険がおすすめです。

また、終身保険よりも個人年金保険のほうが利回りが高いのですが、死亡時の保障は支払った保険料分だけです。万が一の際の保障ではなく、あくまでも老後の年金として捉えたいものです。



年金のこと、ちゃんと知っていますか?

ここでは年金の基本的なことを紹介していきます。知らないと損をしてしまうこともあります。注意しましょう。

公的年金は25年以上の納付が条件

厚生年金や国民年金など、公的年金をもらうための資格は昭和31年4月2日生まれ以降の人の場合、25年以上の保険料の納付が条件となります。

会社員であれば厚生年金の保険料は給与天引きですが、自営業などで国民年金を滞納していた場合、最大で2年分までしかさかのぼって納付できず、老後の年金支給額が減ったり、障害・遺族年金が支給されなくなったりする場合があるので注意が必要です。

厚生年金は1年でも支給対象

厚生年金の加入期間が1年で、その後は国民年金のみだとしても、25年以上納付していれば、加入期間に応じて厚生年金も支給されます。

会社を退職して厚生年金から国民年金に切り替える場合には、手続きは自分で行う必要がありますので、最寄りの社会保険事務所などに相談してください。



Q もし離婚したら厚生年金はどうなるの?

A離婚までの期間の厚生年金が自動的に分割されます。

2008年4月から離婚までの期間の厚生年金が自動的に分割されるようになりました。

2008年4月から法改正によって、専業主婦の場合は、夫の厚生年金の半分が自動的に分割されるようになりました。夫婦共働きで、それぞれ厚生年金に加入している場合でも、夫と妻の差額の半分が妻に自動的に分割されます。

